

横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正に伴い、条例第 14 条の 2 に公共施設管理者への説明が義務付けられました。公共施設管理者(道路)への説明は、条例に係るすべての案件を道路局維持課及び路政課で受け付けます。

なお、条例第 18 条の公共の用に供する空地を設け、道路状に整備すること(道路中心線からの 2.25 メートル以上のセットバック)及び道路改廃については、事前協議を路政課で受け付けます。

1 説明方法及び事前相談について

公共施設管理者説明及び事前相談は、窓口で行ってください。電話等による受け付けは行っておりません。公共施設管理者の説明及び事前相談は、原則、開庁日の午前 8 時 45 分から午前 12 時までに行ってください。午後は現場検査等で不在場合があります。

(1) 公共施設管理者説明

公共施設管理者説明では、標識設置届の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画平面図)に加え、表-1、表-2 の説明項目が確認できる図面を揃えてください。

※図面に基づき、表-1、表-2 の説明項目について説明を行ってください。

※標識設置届提出までに事前相談を行っているときは、状況により公共施設管理者説明を省略できる場合があります。

※標識設置届提出後の公共施設管理者への説明の有無については、各課の担当に電話及び窓口で確認を行ってください。(維持課 671-2783 路政課 671-2767, 3633)

(2) 事前相談

標識設置届提出前の事前相談では、標識設置届の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画平面図)に加え、開発事業者、説明者、表-1、表-2 の説明項目が確認できる図書を揃えてください。また、条例第 18 条の公共の用に供する空地の判断では、表-3 を参考に必要な書類を揃えて下さい。

2 説明項目について

(1) 開発区域内及び周辺の状況について(現況図、道路計画平面図等)

表-1 既存公道について

①開発区域の状況	開発区域面積、地形、土地利用の状況
	都市計画法等による法令の制限
②道路の整備状況	公道の有無、建築基準法上の道路種別
	幅員、縦断勾配
	整備状況(横断構成、舗装構成、側溝の有無)
③安全施設・占用物件等の設置状況	下水道の整備状況
	電柱、標識や路面標示の設置状況
	ガードレールや車止め等の安全施設の設置状況
④交通規制	横断歩道、停止線、交通規制の有無
⑤その他	必要に応じ求めます

(2) 道路計画について（道路計画平面図、縦断図、横断図、排水計画図）

表－2 新設及び拡幅道路について

①建築物等の計画	建築物等の用途、駐車場の出入口の位置
②道路線形	平面線形、縦断線形、横断構成
	道路と宅地との高低差、下法の有無
③路面排水	路面の排水方法、流末の有無
④占用物件	地下埋設物の新設予定
	電柱や標識の移設・撤去予定
⑤公道の取り扱い	公道の廃止・帰属の有無
⑥その他	必要に応じ求めます

(3) 条例第18条の公共の用に供する空地及び道路改廃の判断に必要な図書

表－3 事前協議必要図書

①公図	※地籍調査地域については公図に加え旧公図も添付
②認定路線図	開発区域に接する道路状況の確認
③道路台帳平面図	〃
④道路台帳区域線図	区域線図が無い場合は、境界調査図
⑤土地登記簿謄本	開発区域の前面道路の状況確認

3 その他

- (1) 説明内容に不足等がある場合は、再度説明をしていただく場合があります。
- (2) 内容によっては、土木事務所へ説明していただくことがあります。